

議事の顛末

議 長	<p>会長挨拶</p> <p>それでは、定数に達しているので、只今より第12回浦臼町農業委員会総会を開催いたします。直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1、会期を定めることについてを議題とします。本日の第12回浦臼町農業委員会の会期は、令和6年8月26日、本日1日とする事にご異議ございませんか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと決定いたします。</p> <p>日程第2、会議録署名委員の指名ですが、議長が指名することにご異議ございませんか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは、11番江上委員、12番佐藤委員、よろしくお願ひします。</p> <p>日程第3以降につきましては、事務局長より説明します。</p>
局 長	<p>第12回浦臼町農業委員会総会の議事につきまして、日程第3、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、1件でございます。日程第4、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸2件、贈与3件でございます。これらの審議を賜りたいと存じます。以上です。</p>
議 長	<p>以上で説明が終わりました。それでは順次議題に入ります。</p>
議 長	<p>1ページ。日程第3、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案1ページをお開き下さい。議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、下記の者から農地法第18条第6項の規定に基づき合意解約通知書が提出されており、賃貸借の解約が成立していると考えられることから、意見を求めます。令和6年8月26日提出。浦臼町農業委員会会長位田勝。1. 土地及び関係人の表示、所在は*****。地目は公募、現況ともに一覧のとおりで、面積は*****平方メートルです。貸主は*****、*</p>

事務局 *****、借主は
*****です。適用は合意
解約。*****賃貸借で、****
年**月**日からの賃貸借でしたが、****年**月**日に合意
解約の通知書が提出されております。図面は2ページになります。場所
は*****農地です。合意解約した農地について
は本日の議案に提出しますが、農地法第3条による賃貸借を行います。
議案1ページの説明は以上でございます。

議 長 これより、この件について、ご意見、ご質問をお受けします。

土橋委員 令和9年度から水活の条件から外れる水田が出てきますが、水活の対
象田と非対象田で、売買や賃貸の価格の差を設けなければならないと思
いますが、どう考えていますか。また、いつまでに結論を出しますか。

事務局 水活の対象地と非対象の農地の賃貸・売買の差額については、現在情
報を集めています。今後、会長・事務局長会議等で他市町の農業委員と
情報交換を行い、それらを参考に判断していくことになると思います。

議 長 他にありませんか。

鎌田委員 貸主の離農となっておりますが、貸主は他に農地を所有していませんか。

事務局 今回の案件以外にも農地を所有しておりますが、この案件以外の農地
につきましても、既に賃貸しておりますので、貸主が耕作権を有する農
地はありません。

議 長 他にありませんか。

全委員 ありません。

議 長 それでは、この件につきましては、許可することで決定致します。

議 長 3ページ。日程第3、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申
請についてを議題とします。事務局の説明を願います。

事務局 議案3ページをお開き下さい。議案第2号、農地法第3条の規定によ
る許可申請について、下記の者から農地法第3条の規定による許可申請

事務局

書の提出がありましたので意見を求めます。令和6年8月26日提出。浦臼町農業委員会会長位田勝。1. 土地及び関係人の表示、所在は字*****。地目は公募、現況ともに一覧のとおりで、面積は*****平方メートルです。貸主は*****、*****、借主は*****、*****です。貸付理由は*****、借受理由は*****です。対価は10,058円で、単価は田で10,000円、畑で2,000円です。賃貸借の期間は**年間です。図面は4ページになります。場所は*****です。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、5ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案3ページの説明は以上でございます。

議 長

これより、この件について、ご意見、ご質問をお受けします。

全委員

ありません。

議 長

それではこの件につきましては、許可することで決定致します。

議 長

次に6ページ、貸主*****、*****、借主*****についてを議題とします。事務局の説明を願います。

事務局

議案6ページをお開き下さい。1. 土地及び関係人の表示、所在は*****。地目は公募、現況ともに一覧のとおりで、面積は*****平方メートルです。貸主は*****、*****、*****、*****、借主は*****、*****、*****です。貸付理由は*****、借受理由は*****です。対価は*****円で、単価は*****円です。賃貸借の期間は**年間です。図面は7ページになります。場所は*****です。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、8ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案6ページの説明は以上でございます。

議 長

只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

全委員

ありません。

議 長 それでは、この件については、許可することで決定致します。

議 長 次に9ページ、遺言者*****、遺言執行者*****、*****
*についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案9ページをお開き下さい。1. 地及び関係人の表示、所在は*****
*****。地目は公募、現況ともに一覧のと
おりで、面積は*****
*****平方メートルです。遺贈者は*****
*****、受贈者は*****
*****、*****
*****です。遺贈理由は*****
*****、受贈理由は*****
*****です。図面は
10～11ページになります。場所は*****
*****です。農地法第3条
第2項の各号の判断ですが、12ページに調査書を添付しておりますと
おり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案
9ページの説明は以上でございます。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

石橋委員 この贈与はどういった流れなのですか。遺贈を2人で受けるとなつて
おりますが、かたや農業者で、かたや非農業者ですが、農業者でなけれ
ば遺贈を受けることはできませんが、なぜ、受けることができるのです
か。

事務局 非農業者の受贈者は、遺言者の養子でしたが、相続の手続きをする前
に遺言者から籍を抜いたため、相続では受けられなくなり、遺贈という
形で受けることとなります、農地の遺贈を受ける者は農業者でなければ
なりません、遺贈を受けた2人は、農地の財産分与を巡って民事調停
【農事調停】を起し、調停を進め、本年の6月上旬に両者の和解が成
立し、遺贈者からそれぞれ2分の1ずつ遺贈を受けることが決定しまし
た。これは、農地法第3条第1項第10号並びに第12号には、民事調
停【農事調停】で決した場合は、農業者でなくても遺贈を受けることが
できる旨記載されております。

議 長 他にありませんか。

全委員

ありません。

議 長

それでは、この件については、許可することで決定致します。

議 長

次に13ページ、譲渡人*****、譲受人*****についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案13ページをお開き下さい。1. 土地及び関係人の表示、所在は*****。地目は公募、現況ともに一覧のとおりで、面積は*****方平方メートルです。譲渡人は*****、譲受人は*****、譲渡理由は*****、譲受理由は*****です。図面は14ページになります。場所は*****です。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、15ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案13ページの説明は以上でございます。

議 長

只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

石橋委員

譲渡人と譲受人が遺言者から受ける農地の割合について、譲受人が多く受けていますが、差額はいくらになるのですか。3年ほど前に全農業委員で査定した額とどのように変化したのか確認したいのですが。

事務局

この案件は贈与であり、この申請は贈与であるため、譲渡人と譲受人の間で金銭のやり取りはありません。3年ほど前に裁判所の求めにより、当時の農業委員が水田の参考価格を提示しており、その提示額を参考に1筆毎に評価額を積算して振り分けたものと推測します。民事調停【農事調停】の中で差額の事も含め和解が成立しているとのことですので、差額はわかりません。

議 長

他にありませんか。

全委員

ありません。

議 長

それでは、この件については、許可することで決定致します。

議 長 次に16ページ、譲渡人*****、譲受人*****について
を議題とします。事務局の説明を願います。

事務局 議案16ページをお開き下さい。1. 土地及び関係人の表示、所在は
*****。地目は公募、現況ともに一覧のとおり
で、面積は*****平方メートルです。譲渡人は*****
*****、譲受人は*****
*****です。譲渡理由は*
*****、
譲受理由は*****
*****です。図面は17ページになります。場所は*****
*****です。農地法第3条第2項の各号の判
断ですが、18ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当
しないため、許可要件を全て満たしております。議案16ページの説明
は以上でございます。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

全委員 ありません。

議 長 この件については、許可することで決定致します。

議 長 以上で本日提案されました議案は、全て審議終了しました。
これをもちまして、第12回浦臼町農業委員会総会を閉会致します。

以上、会議の顛末は、馬狩範一が作成したものであるが、その相違ないことを証す
るためにここに署名する。

令和 6年 8月 26日 浦臼町農業委員会会長 位 田 勝

委員 印

委員 印